

# 騒音斉合施設賃貸借に係る基本協定書

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、本物件(末尾に表示する物件をいう。以下同じ。)の賃貸借に関し、この協定(以下「本協定」という。)を締結する。

## (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、本物件について、騒音斉合施設賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）を締結するため、その必要事項を定めることを目的とする。

## (賃貸借期間)

第2条 賃貸借契約で定める賃貸借期間は、本物件を引き渡した日から起算して3か年とする。ただし、期間満了6か月前までに甲又は乙から、相手方に対する文書による特段の意思表示がない限り、本契約は更に期間満了の翌日から起算して満3か年間延長するものとし、更新された契約についても同様とする。

## (貸付料)

第3条 本物件の予定貸付料は、月額 円(別途消費税 円)とする。

## (敷金)

第4条 乙は、賃貸借契約と同時に敷金として貸付料の6か月分に相当する金額を甲に預託する。

## (違約金)

第5条 乙の責めに帰すべき事由により賃貸借契約の締結に至らなかったときは、甲は、貸付料の6か月分に相当する金額の違約金を乙に請求することができる。

2 前項の違約金は、損害賠償額の予定とは解釈しないものとする。

## (特約事項)

第6条 賃貸借契約の締結前に甲又は乙のいずれかが本協定を解除しようとするときは、次のとおり処理する。

- (1) 甲からの解除申し入れによる場合は、甲は、乙がその時点までに支出した金額及び解除により支出すべき費用を損害金として乙に支払う。
  - (2) 乙からの解除申し入れによる場合は、乙は、甲がその時点までに支出した金額、解除により支出すべき費用及び前条に定める違約金を損害金として甲に支払う。また、乙は、既に、本物件を改修し、又は、工作物を設置しているときは、甲の指定する期日までに乙の負担により本物件を原状に回復して甲に明け渡さなければならない。
- 2 主務官庁から本物件に係る土地の使用許可が得られない場合は、本協定はその効力を失うものとし、甲、乙ともに相手方に対し何等の請求をすることなく解決する。
  - 3 賃貸借契約の締結に係る費用は乙の負担とする。

(規定外事項)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の規定の解釈について疑義を生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議し、公平かつ適正な解決にあたる。

以上、本協定の成立の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目17番5号  
氏名 独立行政法人空港周辺整備機構  
理事長

乙 住所  
氏名

【本物件の概要の表示】

1 土地の表示

所在地 :

地積 :

2 建物の表示